



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表

令和3年11月29日(月)

担

島根労働局労働基準部賃金室

賃金室長 藤原 修二

賃金指導官 小村 誠二

当

TEL 0852-31-1158

島根県特定（産業別）最低賃金の改正について

－ 5業種について時間額28円から32円引上げ －

島根県特定（産業別）最低賃金について、次のとおり改正されますので、お知らせします。

島根労働局では、島根県特定（産業別）最低賃金の改正決定について、島根地方最低賃金審議会（会長 富田眞智子）からの答申を受けて、異議申出に関する手続きや官報公示等所要の手続きを行いました。本日、すべての手続きが終了し、5業種の最低賃金は、下表のとおり順次、効力が発生します。

件名	改正後の時間額	引上額	引上率	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	954円	32円	3.47%	令和3年11月26日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	930円	32円	3.56%	令和3年12月8日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	853円	28円	3.39%	令和3年12月26日
自動車・同附属品製造業	919円	32円	3.61%	令和3年12月29日
自動車（新車）小売業	904円	32円	3.67%	令和3年12月24日
百貨店、総合スーパー	今年度改定はありません。 令和3年10月2日から島根県最低賃金(824円)が適用されています。			

(別 紙)

3 過去5年間の改定状況

件 名 \ 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年
島根県最低賃金	718 円	740 円	764 円	790 円	792 円	824 円
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	836 円	859 円	886 円	914 円	922 円	954 円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	820 円	841 円	867 円	894 円	898 円	930 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	756 円	775 円	800 円	822 円	825 円	853 円
自動車・同附属品製造業	812 円	833 円	859 円	879 円	887 円	919 円
自動車（新車）小売業	790 円	812 円	838 円	865 円	872 円	904 円
百貨店、総合スーパー	748 円	750 円	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし